

※ 基準省令が改正される可能性があるため、変更となる場合があります。

茨城県長寿福祉課 地域ケア推進室 作成

居宅介護支援費における特定事業所集中減算について

1. 算定基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合は、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

2. 当該減算算定に係るチェックシート提出期限、判定期間及び適用期間

特定事業所集中減算算定の適否を判断する、正当な理由の審査については、下記の表に示すとおり、毎年度、前期と後期2回に分かれています。

茨城県では現在、全ての居宅介護支援事業所あてにチェックシート提出依頼文書（事前通知）を発送し、上記算定基準に該当した事業所からチェックシートの提出を受け、正当な理由該当の有無を判断します。

また、チェックシートに正当な理由の記載があった事業所へ、茨城県による審査終了後、正当な理由該当の有無を記載した通知文書（判断通知）を発送しています。

	前期	後期
判定期間	3月1日から8月末日 (6ヶ月間)	9月1日から2月末日 (6ヶ月間)
事前通知の 送付時期	8月中旬～下旬	2月中旬～下旬
チェックシート 提出期限	9月15日(必着)	3月15日(必着)
減算適用期間	10月1日から3月31日	4月1日から9月30日 (翌年度)
判断通知の 送付時期	10月中旬～下旬	4月中旬～下旬

特定事業所集中減算を適用されない居宅介護支援事業所に係る基準及び必要書類

1. 正当な理由に該当するもの(基準)

- (1) 当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満しかない場合
(事業所数は判定期間中の平均とする)
 - ※ 医療みなしの事業所については、各判定期間の最初の月の請求実績がある場合は含み、請求実績がない事業所については、含まない。
- (2) 当該居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、通院等乗降介助を行っている指定訪問介護事業所が5事業所未満しなく、紹介率最高法人を位置付けた訪問介護に係る居宅サービス計画数から通院等乗降介助を位置付けた訪問介護に係る居宅サービス計画数を除いて再計算すると、当該紹介率が80%以下となる場合
- (3) 特別地域居宅介護支援加算を受けている場合
 - ※ 本県における特別地域は、山村振興法第7条第1項により指定された振興山村で次のとおりです。
高萩市(旧高岡村の区域のみ)、日立市(旧中里村の区域のみ)、常陸太田市(旧里美村の区域のみ)、城里町(旧七会村の区域のみ)、常陸大宮市(旧伊勢畑村及び旧美和村の区域のみ)及び大子町(旧依上村、旧佐原村、旧黒沢村及び旧生瀬村の区域のみ)
- (4) 判定期間(前6月間)の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- (5) 判定期間(前6月間)において訪問介護サービス等を位置付けた居宅サービス計画件数が各サービスごとでみた場合に1月当たり平均10件以下であるとき。
- (6) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により、特定の事業所に集中していると認められる場合
(訪問介護:特定事業所加算(I)、訪問看護:看護体制強化加算、
通所介護:中重度者ケア体制加算・認知症加算・事業所評価加算、
通所リハビリテーション:中重度者ケア体制加算・事業所評価加算を算定している場合に限る。)
 - ※ その他困難事例等で特定の事業所に集中する場合は、利用者からの理由及び地域ケア会議等で意見・助言を受けること
- (7) 判定期間中に新規指定を受けた場合
- (8) 判定期間中に休止をした場合

2. 上記基準への適合の有無を確認するために添付を要する書類

居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート(別紙様式)に、次の書類が添付されていること。

- (1) 上記1の(1)の基準に適合するとした場合
 - ア 居宅介護支援事業所の運営規程の写し
 - イ 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域におけるすべての訪問介護サービス等の事業所の名称及び所在地並びに当該事業所を開設している事業者の名称を記載した書類
- (2) 上記1の(2)の基準に適合するとした場合
 - ア 別紙再計算書
 - イ 居宅介護支援事業所の運営規程の写し
 - ウ 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域におけるすべての通院等乗降介助を行っている指定訪問介護事業所の名称及び所在地並びに当該事業所を開設している事業者の名称を記載した書類
- (3) 上記1の(6)の基準に適合するとした場合
利用者からの希望があり、地域ケア会議等で意見・助言を受けている場合は、利用者の氏名及び意見・助言等の経過が分かる書類
(参考様式又は任意様式)
- (4) 上記1の(3)、(4)、(5)、(7)又は(8)の基準のいずれかに適合するとした場合
添付書類は不要

パターン別対応方法一覧

※ 注釈 :「」書きの内容を補足します。

チェックシート :居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算チェックシート

集中減算 :特定事業所集中減算

届出書 :介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

一覧表 :介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

パターン種類	チェックシート提出の要不要	対応方法
パターン1	○:必要	<ul style="list-style-type: none"> ・「チェックシート」を提出してください。 ・ 正当な理由に該当するか審査します。 ・ 正当な理由に応じた、添付書類の提出もお願いします。 <p>※ 正当な理由に該当するとの通知があった場合は、「集中減算」無しの「届出書」と「一覧表」を提出してください。</p>
パターン2	○:必要	<ul style="list-style-type: none"> ・「チェックシート」を提出してください。 ・ 紹介率が80%を超えていることを確認します。 ・ 添付書類の提出は不要です。 <p>※ 継続して「集中減算」は適用となります。</p>
パターン3	○:必要	<ul style="list-style-type: none"> ・「チェックシート」を提出してください。 ・ 「集中減算」の適用が外れることを確認します。 <p>※ 「集中減算」無しの「届出書」と「一覧表」も併せて提出してください。</p>
パターン4	○:必要	<ul style="list-style-type: none"> ・「チェックシート」を提出してください。 ・ 正当な理由に該当するか審査します。 ・ 正当な理由に応じた、添付書類の提出もお願いします。 <p>※ 正当な理由に該当しないとの通知があった場合は、「集中減算」有りの「届出書」と「一覧表」を提出してください。</p>
パターン5	○:必要	<ul style="list-style-type: none"> ・「チェックシート」を提出してください。 ・ 添付書類の提出は不要です。 <p>※ 新たに「集中減算」が適用されるため、「集中減算」有りの「届出書」と「一覧表」を提出してください。</p>
パターン6	×:不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き「集中減算」は適用されないため、「チェックシート」の提出は不要です。 <p>※ 「チェックシート」の提出は不要ですが、作成の上、5年間の保存が必要となります。</p>

特定事業所集中減算に係る主な問合せ

Q&A

No.1	質問:Q	正当な理由に該当するため、「チェックシート」の提出は不要か
	回答:A	正当な理由該当の有無は、「チェックシート」により指定権者が判断するため、提出が必要です。未提出の場合は、仮に正当な理由に該当していても、「集中減算」が適用されます。
No.2	質問:Q	紹介率の計算は、事業所ごとに行うのか
	回答:A	事業所ごとではなく、法人ごとに計算します。異なる事業所であったとしても、運営法人が同一の場合、合算して計算します。
No.3	質問:Q	「チェックシート」への記載に、介護予防サービスは含めるのか。
	回答:A	介護サービスのみ該当するため、介護予防サービスは含めません。
No.4	質問:Q	通所介護と地域密着型通所介護について、「チェックシート」へどのように記載するのか。
	回答:A	厚生労働省からの通知により、平成30年3月31日までは、どちらか一方、又は、合算しての記載となります。
No.5	質問:Q	正当な理由の一つに、サービスの質が高いこと等、総合的に勘案した結果とあるが、地域ケア会議等の意見や助言を求める理由は。
	回答:A	総合的に勘案した結果を示す根拠を確認するため、添付資料として求めています。
No.6	質問:Q	紹介率最高法人割合が80%を超えるサービスが一つでもある場合、「集中減算」が適用されるのか。
	回答:A	適用されます。また、3つのサービスで80%を超え、2つは正当な理由に該当していても、残り1つのサービスで正当な理由に該当しない場合も、「集中減算」が適用されます。
No.7	質問:Q	「集中減算」が適用されるのは、正当な理由に該当しないサービスのみか。
	回答:A	「集中減算」が適用された場合、減算適用期間中、全ての居宅介護支援費について、減算した請求となります。
No.8	質問:Q	「チェックシート」は必ず作成しなければならないのか。
	回答:A	「チェックシート」は必ず作成し、5年間保存することとなります。また、「チェックシート」の作成は、居宅介護支援事業所において「集中減算」の該当となるか確認するために行うものとなります。